

本巢市産木材を活用した家具製作業務 仕様書

1 仕様書番号及び業務名

総委第67号 本巢市産木材を活用した家具製作業務

2 履行場所

本巢市役所 新庁舎

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月28日（木）まで

4 業務内容

令和4年9月～11月に本巢市所有の市有林から伐採予定の木材（ブナ・トチノキ・スギ・ヒノキ）（以下、「本巢市産木材」という。）を仕入れ、家具を製作し、新庁舎に設置すること。

なお、上記木材は岐阜県森林組合連合会（共販所）にて仕入れを行うこと。

参考：伐採予定の数量については別紙1のとおりとする。

5 製作する家具の仕様等

(1) 材料

①本巢市産木材を使用すること。使用樹種については参加者が提案すること。また、部材の一部を木材以外で製作することも可とする。

②製作する全家具の木材部分における使用量（ m^3 ）の60%以上は本巢市産木材を使用し、他の木材も使用する場合は岐阜県産木材を使用すること。また、本巢市産木材の使用箇所は通常の状態で見ることが出来る場所であることとする。

なお、本巢市産木材の製材過程において、家具としての安全性、品質等が確保できないと判断される場合は、協議において使用量の割合を変更できるものとする。

(2) 種類及び数量

① 必須提案

必須の製作する家具は、別紙2のとおりとする。なお、別紙2中の寸法は参考であるため、提案するデザインや寸法については、別紙3実施設計概要版を参考にし、参加者が提案するものとする。

②自由提案

本業務で指定する家具以外に、本プロポーザルの目的達成のために必要と考えられる家具製作を提案することも可とする。

ただし、必須提案及び自由提案を含めて、委託料上限額内で可能な家具製作とすることとし、5(1)②前段を遵守すること。

6 実施計画書の作成・提出

契約締結後速やかに打合せを実施し、本業務で必要となる資料や想定スケジュール等の確認を行い、契約後14日以内にプロジェクト体制図・全体スケジュールを含んだ実施計画書を提出すること。

7 検査

業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を納品し、発注者の検査を受けること。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、協議により業務を進めるものとする。